

令和6年度農地中間管理事業に対する事業評価委員会意見

1 令和6年度目標に対する実績の評価について

農地中間管理機構（以下「機構」という。）の活用目標面積700haに対し、実績は全体で876haとなり、目標を達成した。

これは、昨年度体制整備した「農地集積コントロール拠点」のさらなる活動強化により、参入企業等への優良農地の確保を図ったことに加え、契約更新面積の増加及び来年度に廃止される旧基盤法上の相対契約から機構契約への移行が前倒しで進んだこと、などが寄与したものと考えられる。

今後も引き続き機構利用の推進を図っていただきたい。

特に、今年度末に策定される地域計画及び目標地図について、来年度以降は担い手不在エリアへの対策等、計画策定により明らかとなった課題の解決を図っていくことが重要となる。

機構においても、県が掲げる「中核的経営体」への集約推進を図るため、広域的な担い手の掘り起こしやマッチングなど、関係機関との連携の下、農地集積・集約化のさらなる推進に取り組んでもらいたい。

2 「地域計画」及び「目標地図」について

地域計画及び目標地図については、各市町及び農業委員会において今年度末までに策定されるものの、担い手不在エリアの問題等、多くの課題が浮き彫りになってくるものと考えられる。

したがって、来年度以降は計画の「実現支援」が大変重要になってくる。

機構においては、目標地図に定められた担い手への機構契約を推進するとともに、担い手不在エリア等については、広域的視点からの担い手の掘り起こし及びマッチングを図るなど、関係機関と課題を共有し、地域計画の実現に向けた支援を強化してもらいたい。

また、県及び農業会議においても、今後も引き続き地域の方々の意見を汲み取り、「協議の場」が継続できる体制整備や、策定された目標地図のデータベース化など、地域計画の実現に向けた支援を図る必要がある。現状は、地域計画の変更手続き等

も煩雑であり、計画の実行・実現に支障が出る可能性もあるため、各市町における事務効率化等の取組の共有や、手続きの柔軟化及び事務効率化に関して国への働きかけを強化する等、地域計画の実現に向けた支援を強化してもらいたい。

3 農地集積・集約等に係る目標設定のあり方について

農地中間管理事業も制度開始から10年を経過し、一つの節目を迎えたところであるが、県の基本方針における農地集積率や遊休農地解消面積等、制度開始当初に設定した目標と現状が大きく乖離した状態となっている。

国が設定する目標との整合性についての考慮も必要ではあるが、県内地域の現状もしっかりと把握したうえで、今後の目標設定について検討していくべきである。

4 中間管理契約更新率の向上について

来年度以降、契約更新件数が大幅に増加することが見込まれる中、相続未登記地の問題等により、契約更新率は低調な状態が続いている。

これまでの取組に加え、相続発生前における対策等、可能な限りの対応を行い、契約更新率の向上に努めていただきたい。

また、来年度は旧基盤法上の相対契約から機構契約への移行も本格化するため、当該移行の円滑化も含め、機構が中心となった農地集積・集約推進体制の強化を図っていただきたい。

5 遊休農地の解消について

地域計画及び目標地図が策定されたことにより、遊休農地の解消についてもより現実的な課題として認識されるものと考えられる。これまで機構が実施している「遊休農地解消緊急対策事業」等の取組に加え、県が実施する大規模園芸団地の計画的整備や粗放的管理の周知等、適切な目標設定の下で、引き続き遊休農地の解消に取り組んでいただきたい。

令和7年3月

大分県農地中間管理事業評価委員会委員長 赤松 健一郎